

計算書類に対する注記

1 表示会計単位

「旧ソ連非核化協力技術事務局」は、日露非核化協力委員会技術事務局、日・ウクライナ核兵器廃棄協力委員会技術事務局及び日・カザフスタン核兵器廃棄協力委員会技術事務局の総称であり、日本における公的機関等に対する届出に際し、この名称を使用しています。

日露非核化協力委員会技術事務局は、「ロシア連邦において削減される核兵器の廃棄の支援に係る協力及びこの協力のための委員会の設置に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定」

(1993年10月13日付)に基づいて設置された委員会を構成する技術事務局であり、同協定により日本国政府から拠出された資金の事務的管理を行っています。

日・ウクライナ核兵器廃棄協力委員会技術事務局は、「ウクライナにおいて削減される核兵器の廃棄に係る協定及びこの協定のための委員会の設置に関する日本国政府とウクライナ政府との間の協定」(1994年3月2日付)に基づいて設置された委員会を構成する技術事務局でありましたが、平成30年1月15日を以て閉鎖となりました。

日・カザフスタン核兵器廃棄協力委員会技術事務局は、「カザフスタン共和国において削減される核兵器の廃棄に係る協力及びこの協力のための委員会の設置に関する日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定」(1994年3月11日付)に基づいて設置された委員会を構成する技術事務局であり、同協定により日本国政府から拠出された資金の事務的管理を行っています。

「技術事務局運営費」の収支及び財産の状況は、各委員会から一定の割合により拠出された資金を各委員会技術事務局に共通する事務的管理の費用に充当した結果を示しています。各委員会からの拠出金は、各委員会事務局ごとには精算されません。

各委員会からの拠出された割合は以下のとおりです。

名称	拠出割合
日露非核化協力委員会技術事務局	98.63
日・ウクライナ核兵器廃棄協力委員会技術事務局	0.32
日・カザフスタン核兵器廃棄協力委員会技術事務局	1.05

2 重要な会計方針

(1) 準用会計基準

当計算書は公益法人会計基準を準用して作成しています。なお、財産目録は民法第34条に基づく公益法人ではないため、作成していません。

(2) 固定資産の減価償却の方法について

有形固定資産 法人税法の規定する定率法により計上しています。

(3) 引当金の計上基準について

退職給付引当金 事務局長及び職員の期末退職給付に自己都合要支給額の100%に相当する金額を計上しています。

(4) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金預金、立替金、未払金及び預り金を含めています。なお、前期末及び当期末残高は、下記3に記載するとおりです。

3 資産及び負債の次期繰越収支差額の内容は、次のとおりです。

(前期末残高)

(単位：円)

科目	日露非核化 協力委員会 技術事務局	日・カザフスタン 核兵器廃棄 協力委員会 技術事務局	技術事務局 運営費
流動資産			
現金・預金	4,200,663,914	41,180,512	12,077,789
未収入金	11,427,181	121,652	7,028
立替金	0	0	0
流動負債			
未払金	0	0	11,838,462
預り金	0	0	246,355
次期繰越収支差額	4,212,091,095	41,302,164	0

(当期末残高)

(単位：円)

科目	日露非核化 協力委員会 技術事務局	日・カザフスタン 核兵器廃棄 協力委員会 技術事務局	技術事務局 運営費
流動資産			
現金・預金	4,143,916,505	32,850,223	9,766,181
未収入金	8,763,675	93,297	0
立替金			
流動負債			
未払金	21,816	0	9,296,112
預り金	0	0	470,069
次期繰越収支差額	4,152,658,364	32,943,520	0